平成２２年（フ）第３９号
北海道室蘭市母恋南町４丁目２番22号
破産者　田村　昭治
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
北海道北斗市七重浜５丁目２番12号、前住所北海道登別市富岸町２丁目９番地11　太陽マンション105号
破産者　影山　國男
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第３２８５号
千葉市美浜区高洲２丁目８番１棟809号、開始決定時の住所神奈川県三浦郡葉山町一色1198番地の７
破産者　吉居　智司
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７９６号
神奈川県大和市鶴間１丁目26番８号
破産者　遠藤　元樹
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６３号
横浜市南区通町４丁目85番地２　コーポＩ202
破産者　安藤　剛志
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９７号
神奈川県藤沢市長後1169番地の１　コンフォール105号
破産者　藤倉　一宗
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９８号
神奈川県藤沢市長後1169番地の１　コンフォール105号
破産者　藤倉　町子
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８４号
横浜市南区永田北２丁目46番18号
破産者　山田　安代
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９号
岐阜県加茂郡八百津町伊岐津志1023番地１
破産者　佐々木久夫
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第７０号
岐阜県加茂郡八百津町伊岐津志1023番地１
破産者　佐々木智美
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１４１３号
京都市右京区太秦樋ノ内町１番地の３
破産者　水野　武人
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５号
徳島県徳島市南矢三町２丁目２―57　松尾マンションＢ12号室、住民票上の住所愛媛県今治市大西町脇甲205番地１
破産者　今村　　元
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第２６号
徳島県徳島市南矢三町２丁目２―57　松尾マンションＢ12号室、住民票上の住所愛媛県今治市共栄町２丁目２番地32
破産者　今村チヱ子
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第６４６号
鹿児島県鹿児島市上福元町3242番地　シュペリュール・ボヌール202号
破産者　榊　　秀一
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可決定

平成２２年（フ）第１１０号
三重県津市乙部2219番地、破産手続開始決定時住所三重県津市一身田豊野1406番地103
破産者　松下　高義
1　決定年月日　平成23年５月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５２号
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目９番39―403号
破産者　福島　早苗
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５２号
埼玉県所沢市大字上安松490番地の６
破産者　中川　　渉
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１６５号
埼玉県飯能市大字中藤中郷547番地６、前住所埼玉県入間市宮寺147番地15
破産者　文字山直樹
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１７８号
埼玉県坂戸市泉町６番21号　泉町テラスハウスＡ―１号室、前住所埼玉県坂戸市溝端町９番地　２―502
破産者　佐藤　弘美（旧姓大川・先﨑）
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１９５号
兵庫県西宮市津門呉羽町９番30号　市松荘202号
破産者　小川紀代美
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係